

とちぎ東北部移住サポートセンター「すまいの情報」運営要領

(目的)

第1条 この要領は、とちぎ東北部（本別町・足寄町・陸別町）の空き家・空き室（以下「空き家等」という。）、空き地の有効活用を通じ、当該地域への移住・定住の促進等を図るため、とちぎ東北部移住サポートセンター（以下「移住サポートセンター」という。）が設置する「すまいの情報」の運営方法等に関して、適切な情報管理に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家等

とちぎ東北部に存在する戸建住宅又は共同住宅の居室のうち、現に居住していない住宅・居室（近い将来、居住しなくなる予定のものを含む。）をいう。

(2) 空き地

とちぎ東北部に存在する現に使用していない更地をいう。

(3) 所有者

空き家等又は空き地に係る所有権等により、当該空き家等若しくは空き地を売却又は賃貸することができる者をいう。

(4) 管理者

所有者から委任等を受けて、空き家等又は空き地を管理できる者をいう。

(5) 利用希望者

とちぎ東北部への移住・定住等を目的に、空き家等若しくは空き地を購入又は賃借して利用することを希望する者をいう。

(6) すまいの情報

移住サポートセンターが、所有者や利用希望者から登録を受けた情報を必要と認める範囲でインターネットのホームページに公開し、所有者や利用希望者に情報提供する仕組み。

(所有者からの登録申請等)

第3条 「すまいの情報」へ空き家等若しくは空き地の登録を希望する所有者又は、所有者から委任を受けた代理者は「すまいの情報」賃貸物件登録申請書（様式1）若しくは、「すまいの情報」売却物件登録申請書（様式2）を移住サポートセンター会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

2 申請された内容に変更が生じた場合、速やかに「すまいの情報」賃貸物件登録申請書（様式1）又は、「すまいの情報」売却物件登録申請書（様式2）を会長に再提出するものとする。

3 会長は、前2項の規定による登録の申請があったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めるときは、「すまいの情報」物件登録台帳（様式3）（以下「物

件登録台帳」という。)に登録する。

4 会長は、必要に応じて当該空き家等又は空き地を調査することができる。

(登録台帳からの抹消)

第4条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録事項を物件登録台帳から抹消する。

- (1) 空き家等又は空き地に関して所有権等の権利に異動があったとき。
- (2) 空き家等又は空き地の登録に関して虚偽が判明したとき。
- (3) 空き家等又は空き地登録者から「すまいの情報」物件情報登録抹消届(様式4)の提出があったとき。
- (4) 物件登録台帳に登録した年度の3月31日から起算して2年を経過したとき。ただし、改めて再登録した空き家等又は空き地は、この限りではない。

(利用希望者からの登録申請等)

第5条 移住サポートセンターから、「すまいの情報」の更新情報等の提供を希望する利用希望者は、「すまいの情報」利用登録者申請書(様式5)を会長に提出するものとする。

- 2 申請された内容に変更が生じた場合、速やかに「すまいの情報」利用登録者申請書(様式5)を会長に再提出するものとする。
- 3 会長は、前2項の規定による申請があったときは、「すまいの情報」利用登録者台帳(様式6)(以下「利用登録者台帳」という。)に登録する。

(利用登録者台帳からの抹消)

第6条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録事項を利用登録者台帳から抹消する。

- (1) 空き家等又は空き地を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (2) 申請内容に虚偽があったとき。
- (3) 「すまいの情報」利用登録者抹消届(様式7)の提出があったとき。

(登録情報の公開)

第7条 会長は、第3条第3項の規定により登録した物件情報の一部を「すまいの情報」で公開する。

2 前項の規定により公開する情報の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 物件名
- (2) 売却又は賃貸の別
- (3) 入居形態
- (4) 売却又は賃貸の希望価格
- (5) 物件所在地
- (6) 物件の概要

- (7) 位置図及び間取図
- (8) 写真
- (9) 所有者（管理者）名及び連絡先
- (10) その他特記事項

3 会長は、第5条第3項の規定により登録した利用者情報の一部を「すまいの情報」で公開する。

4 前項の規定により公開する情報の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 希望物件の種別
- (2) 希望物件の条件

（登録物件の交渉等）

第8条 会長は、第3条第3項の規定による登録者及び第5条第3項の規定による登録者が行う空き家等又は空き地に関する交渉並びに売買契約及び賃貸借契約には、関与しない。

2 「すまいの情報」に登録された物件の取引に関し、疑義等が発生した場合、第3条第3項の規定による登録者及び第5条第3項の規定による登録者間で解決するものとする。

（情報提供等）

第9条 会長は、利用登録者の希望物件に該当する可能性がある空き家等又は空き地を「すまいの情報」情報で公開した場合、遅滞なく当該利用登録者に電話等の方法で連絡を取り、当該物件に関して詳細な情報提供を行うものとする。

2 会長は、必要に応じて、第3条第3項の規定による登録者及び第5条第3項の規定による登録者に対し、物件登録台帳及び利用登録者台帳に登録された情報を提供することができる。

3 会長は、本別町、足寄町及び陸別町に対し、第3条第3項の規定による登録者及び第5条第3項の規定による登録者の情報を提供するものとする。

4 前3項の情報提供に当たり、会長は、個人情報保護法（平成十五年法律第五十七号）の規定を遵守し、第3条第3項の規定による登録者及び第5条第3項の規定による登録者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（補則）

第10条 この要領は、「すまいの情報」以外による空き家等及び空き地の取引を制限するものではない。

2 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。